十二日に、

本部は六月

『二〇〇七年

答しました。 の一・九ヶ月 支払い』を回 は回答として 体交渉を開催 基準内賃金 きした。 貨物会社側 七月四日

第四回目の団

- 3 2 3 9

-9

関する申し入 度夏季手当に

れ』に基づく



ΝO。 発 行 07・6月15日 国鉄労働組合 新潟地方本部 発行責任者 守橋久仁雄 編集責任者

回答内容でした。

月分』を最終回答とする~とういう

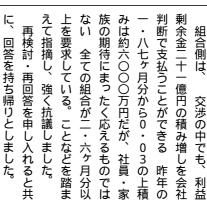
して判断し『基準内賃金の一・九ヶ

このような状況を踏まえ、

経営と

計画を下回っていて大変厳しい状況。 こと 今年度に入ってからも収入は





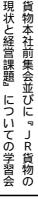
業が赤字であること 承継特例の五

貨物会社側は、

核となる鉄道事

年延長 未だ脆弱な経営基盤である





六月八日、

夏季手当獲得を目指.

参加しました。 した。新潟地本から、 学習会には九○名あまりが参加しま ん木津さん高田さん、 本社前集会には三五〇名が結集し 関川書記長が 陸さん桑原さ











第1の問題は、年金業務を民営化にすること。



すでに社会保険庁は、年金の裁定や強制徴収など、限られた業務を除いてほとんどの業務を外部委託に移してしまっています。しかも、その担い手は派遣社員などの不安定な雇用に委ねられています。いくつかの自治体で、現に、外部委託した業者がさらに再委託したことで住民基本情報の流出事件が大問題になっています。これを解体・民営化すれば、個人情報の流出、年金記録の管理などさまざまな新たな問題をひきおこすことは明らかです。

民間委託の目的は、人員抑制によるコスト削減にあり、非正規雇用の増大を厚労省自らが後押しすることになります。一方、この間の不祥事の責任を、社会保険庁職員にすべて押し付け、分限処分を明記したことは、処分の済んだ事案に新たに処分を科すという二重の制裁にほかならず、認められません。

第2に、本法案には、年金保険料の流用を正当化する規定がもりこまれています。

国民の支払った保険料は、原則、保険給付に充てるべきです。

ところがこの間、保険財源として、グリーンピアなどの大規模施設の建設や福利厚生 と称した無駄遣いがおこなわれてきたことに、国民の批判が集中しました。

今後も、これまで同様、『福祉施設費』という名目で、毎年約2千億円の保険料が流入できることになっています。事業費の5割以上を占める『システム関係費』も、特定の民間企業とその子会社のシステム開発や運用に使われることになります。

第3は、制度が異なる年金と健康保険を結びつけて、強引な保険料徴収をおこない年 金保険の収納を強化しようとする問題です。

国民保険料を全額払っても、年金保険料が未納という理由で、国民保険証を取り上げて期限付きの『短期保険証』を発行する。この押し付けが2百万人に及ぶというようなことは決して許せません。直ちに撤回すべきであります。

そのうえ、保険料と税というまったく違う制度まで結びつけ、税務署がのりだして滞納者から保険料を、強制徴収することまでもりこまれています。このような、強引な徴収は認められません。





